

地域公共交通に係る新宿区の会議体について

会の名称	新宿駅周辺循環型バス導入対策協議会	新宿区地域公共交通会議
設置年月日	平成18年8月8日	平成20年3月13日
根拠法令	なし	道路運送法（施行規則）
法令の趣旨		この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。
関係条文		道路運送法施行規則 第九条の二 法第九条第四項の合意しているときは、同項の届出に係る運賃等について <u>地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で規定されている協議会において協議が調っているときとする。</u>
目的	新宿駅周辺の回遊性の確保と、魅力あふれるまちづくりのための一方策として、新宿駅周辺循環型バスを導入することを目的とする。	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。
主な構成員	新宿区、学識経験者 関東運輸局東京運輸支局 交通管理者、道路管理者 一般旅客自動車運送事業者 地元関係者（住民及び利用者代表を含む）	新宿区、学識経験者 関東運輸局東京運輸支局 交通管理者、道路管理者 <u>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u> <u>事業用自動車の運転者が組織する団体</u> 住民及び利用者代表 ____は法律で構成員とすることが決まっているもの
備考	運行開始後の協議内容 ・導入後のサービス・運営上の課題や、それに対する改善策の検討  ・地元支援による利用促進策の協議・調整	運行開始に向けた協議内容 ・運行計画についての合意  運行開始後の協議内容 ・運行計画の重要な変更や撤退に関する協議